

# 「障害に基づく差別」と「合理的配慮」

2021.8.24  
松波めぐみ

# 今日お話ししたいこと

- ・「障害の社会モデル」の考え方
- ・「障害者差別解消法」とは、どのような法律か（おさらい）
- ・これまでに「障害に基づく不当な差別」、「合理的配慮」として認められたのはどのようなケースか
- ・差別をなくしていくために必要なとりくみ

# 「障害者差別解消法」を、 その背景から理解するために

◎2013年に「障害者差別解消法」が成立し、2016年から施行。  
なぜ？

- 最大の背景 : **障害者権利条約**(2006年12月の国連総会で採択された)を批准するため。



# ◎価値観が大きく変わった

- 障害のある人は、  
「保護の対象」から「権利の主体」へ。  
(何かしてあげるべき客体) ⇒ (自分の人生の主人公)
- 「障害」という問題のとらえ方 も大きく変わった。  
生きづらいのはなぜ？  
“個人の悲劇” ⇒ “社会のバリア(社会的障壁)”こそ問題の原因

# 医学モデルから、社会モデルへ



ここは駅です。この人はなぜ困っているのでしょうか？

# 何が問題なのか？

(古) 「歩けないから」 階段をあがれない  
だから電車に乗れない。大変だね。



(新) そもそも、どうして駅に階段しかないのか？  
車いすユーザー、高齢で足が弱った人、  
ぜんそくの人、松葉杖の人、ベビーカーを押す人

いろいろな人を排除して駅を造ったことが問題だ！

もしも字幕がなかったら？



# 何が問題なのか？

(古) 「耳が聞こえないから、日本映画だと内容がわからないのか。気の毒だね」



(新) どうして、外国語がわからない人には「配慮」するのに、日本映画については、聞こえない人への「配慮」がない？

= 聞こえない人たちは字幕を求めたが、無視され続けてきた、  
(多数派中心の)社会の問題



# 新しい考え方「障害の社会モデル」

- ・一部の人を排除してきた”社会のあり方”こそ問題だ

段差がある、情報保障がない、偏見など、**社会**の**バリア**(障壁)こそが、障害者の参加を阻んでいる

社会環境が変われば、当たり前に参加できる

▽解決の責任は？

→**社会のバリアをなくすのは社会全体の責任。**  
「変わるべきは社会の方だ」

# 「社会モデル」の定着 ⇒ 権利条約へ

◎1970年代ごろから、障害者自身の社会へ働きかけが重ねられ変化が起こっていく

施設でなく地域で暮らしたい、近くの学校に通いたい、安全に移動したい、等。

◎障害とは個人の問題ではなく、「社会の側の問題」だ、社会環境のバリアをとりのぞくべきだという認識が広がっていく。

→1990年以降 いくつかの国で「差別禁止法」ができていく

→2006年、国連で「障害者権利条約」が採択される

# 「障害者差別解消法」とは？

・法律の目的：社会のバリアがあるために、障害者は参加や権利を制限されていた...という

(社会モデルの)現状認識のもと、**バリアを除去すること**で**共生社会をつくること**。

・法律の中身：(市民同士のこととは対象外)

行政や事業者は、障害のある市民を差別をしてはならないし、

**「合理的配慮」**(バリアを取り除くための環境の調整)を提供することが義務になった。

(事業者は、今のところ「努力義務」だが、義務に変わる予定)

# 差別解消法は、2つの差別を禁止している

## ① 不当な差別的取扱い(ひとことと言うと、「差別」)

\*「聞こえない方はつきそいの方と一緒にないと参加できません」  
(旅行のツアー)

\*「火事が心配だから、部屋を貸せません」(賃貸住宅)

・・・正当な理由なしに、障害があることを理由に利用を断られる、  
条件をつけられる、といったことが差別。

# 差別解消法は、2つの差別を禁止している

## ②「合理的配慮を提供しないこと」

(ただし、「過度な負担」がある場合を除き)

- \* 車いすを使う人が入り口にスロープ設置を求めたが無視される。
- \* 聴覚障害の人が、ある講座に参加するために手話通訳をつけてほしいと求めたが、「予算がないからできない」と断られる。
- \* 視覚障害のある生徒が点字受験を申し出たが何も対応されない、  
等

# 合理的配慮とは？

- ・障害のある人が、社会のバリアが原因で、困ること(他の人と同じように参加できないこと)があった時、

「こうしてほしい」と意思を表明することをきっかけとして、

お互い対話をしながら、**社会環境の側を変更・調整する**(必要な手立てをする)こと。

- ・障害のある人は、個別の場面で、「バリアをとりのぞいてほしい」と求めることができる。

求められたほうは、きちんと対話し、できる限り対応しなければならない。

# なぜ差別が起こるのか

- ・「障害のある人のことを知らない、どう接したらいいのかわからない」「聞いていいのかも、わからない」
- ・「何かあったらどうしよう」(知らないことによる不安)
- ・対話を避けてしまう。

⇒こうしたことが、多くの差別をうんできた。

まずは障害のある本人と**対話**し、できることを行っていくことが大切。

\* 障害者の立場からは「スロープをつけてほしい」「筆談してほしい」「読み上げてほしい」等、必要な配慮・調整を**求めることがしやすくなった**。

# 差別解消法が役に立ったケース

- ・居酒屋の予約拒否事件(2016年夏)

滋賀県の聴覚障害のある6人が、尼崎の居酒屋をfaxで予約

⇒全員、聴覚障害があるとわかり、店主は不安になる。

「筆談する時間がないから」と拒否。

⇒当事者が行政に相談。

店側が過ちを認めて謝罪、研修を約束する。



# 差別解消法が役に立ったケース

- ・ バニラエア事件(2017年6月)

大阪に住む車いすユーザーの方が、奄美空港で搭乗拒否にあう。同行した友人による手伝いも拒否。

→やむなくタラップを這い上がって搭乗、大阪に戻る。

→本人が大阪府の相談窓口相談。

→事実確認ののち、バニラエアに指導が入る

→バニラエアは事実を認めて、謝罪。設備の改善を約束した。

# 差別解消法が役に立ったケース

- ・ 熱海市 宿泊拒否事件(2018年春)

市の宿泊施設が、聴覚障害のある青年100人の申し込みを拒否した。「建物が古い。職員は手話もできない。災害時に安全に避難誘導ができない。」

⇒相談の結果、明らかに「障害者差別解消法違反」として、職員は処分の対象に。

漠然とした「安全のため」は、拒否していい理由にならない。  
対話してできることを見つけていく。

# 差別解消法が役に立ったケース

- ・ 滋賀県 バス乗車拒否事件(2019年)

路線バスに乗ろうとした車いすユーザーが、乗車拒否された。

運転手は「スロープの出し方がわからない」と。

40分後のバスに乗ることを強いられた。

⇒問い合わせたところ、運転手は「発車間際で焦っていた」と。

⇒会社は謝罪。再発防止を約束。

国土交通省近畿運輸局から処分も下された。

# 小中学校における合理的配慮の具体例

- ・弱視の生徒に、拡大教科書や、大きなポイントで作成・印刷したプリント等を提供する。

「拡大鏡」の持ち込みを許可。

- ・学習障害(LD)のある生徒に、タブレット端末や電子教科書の使用、授業の録音、板書の撮影を許可する。

- ・発達障害のため、音や光などに感覚過敏のある生徒さんに対し、環境の調整

(例:運動会でピストルを使うのをやめる)

# 大学における合理的配慮の具体例

- 入学試験において、読み書き障害のある学生にはキーボードの使用を許可
- 入学後も、聴覚障害のある学生が受講する授業では、パソコンを使った筆記者を複数名、配置する。
- 難病のためトイレが近い学生には、出入り口に近い座席に座ってもらう。

# 差別解消法を生かしていくために

## ◎課題

- ・まだまだ内容を知らない市民や事業者が多い。
- ・障害のある当事者でも、どのように活用できるのかわかりにくい。

## ◎できること

- ・ 「合理的配慮」を求めてもいい、あきらめなくていい、と知らせていく。
- ・ もし「差別」と思われる扱いを受けたら、相談できる、ということを知らせていく。
  - ⇒改善されたら、自分だけでなく、ほかの人の役にも立つ。
  - こうした積み重ねが、誰もが暮らしやすい地域につながっていく。